

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-7号
2	公募日	令和8年3月23日
3	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	森林管理状況・境界調査業務委託
5	業務場所	能代市二ツ井町種・梅内地区ほか
6	履行期限	令和9年3月5日
7	当該業務の主管課	農林水産部 林業木材振興課 電話番号 0185-89-2250 ファクシミリ番号 0185-89-2251
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	森林所有者配置図作成、森林経営管理状況・境界調査 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で掲載されている者であること (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額(消費税等を除く)とする
12	入札予定日	令和8年4月3日 (金) 午前10時00分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり

入札スケジュール

件名：森林管理状況・境界調査業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年3月23日（月）正午から 令和8年3月25日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年3月23日（月）正午から 令和8年3月25日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年3月23日（月）正午から 令和8年3月27日（金）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年3月27日（金）午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年3月31日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年4月3日（金）午前10時00分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-7号			
物品(業務)名	森林管理状況・境界調査業務委託			
本入札に関する 連絡先	担当者名			
	電話番号		FAX番号	

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤滋宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	森林管理状況・境界調査業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。

- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。

- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

明細表 1

森林所有者配置図作成業務						1ha当たり
種別	細別	数量	単位	単価	金額	備考
人件費	配置図作成		人日			
	所有者探索		人日			
合計						

明細表 2

森林経営管理状況・境界調査業務						1ha当たり
項目	細別	数量	単位	単価	金額	備考
人件費	林分調査		人日			
	所有者連絡調整		人日			
	配置図修正		人日			
	施業提案書作成		人日			
合計						

森林管理状況・境界調査業務委託仕様書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は「森林管理状況・境界調査業務委託」に関する委託業務に適用する。
- 2 この委託業務は、この業務の履行に関連する関係法令等に基づくほか、本仕様書により履行するものとする。
- 3 この委託業務は、期限を令和9年3月5日までとする。

II 一般事項

1 委託業務の方法

- (1) 本業務は、森林所有者配置図作成、森林経営管理状況調査、森林境界調査からなり、業務の実施に当たり受注者はあらかじめ発注者の指示を受け、具体的な方法について十分熟知の上、実施しなければならない。
- (2) 業務の履行において森林に立ち入る際は、地形の変更は厳に慎むとともに、必要に応じて関係官公署との立ち会い又は指導を受けなければならない。

2 森林所有者配置図作成

- (1) 森林所有者配置図作成は、能代市内の民有林のうち発注者が指定する森林を対象とし、当該森林の所有者の配置が分かる図面の作成とする。
- (2) 衛星写真や公図等の図面、森林所有者からの聞き取りなどをもとに、より正確な配置図の作成に努めること。

3 森林経営管理状況調査

- (1) 森林経営管理状況調査は、森林所有者配置図を作成した森林のうち発注者が指定する森林を対象とし、当該森林の経営管理状況を判定する。
- (2) 経営管理状況の判定は、主にスギ人工林を対象とし、その基準は、次表のとおりとする。なお、判定は、林小班又は林相が明らかな森林単位で実施すること。

A	公的機関及びそれに準ずる機関の有する森林 過去10年以内に施業履歴のある森林 森林経営計画作成森林
B	過去に経営計画を作成していた森林 経営管理が行われていないおそれがある森林の基準目安に達していない森林
C	経営管理が行われていないおそれがある森林の基準目安に達している森林
D	その他の森林（薪炭林や未立木地など、A～Cの判定基準に該当しない森林）

- (3) 経営管理状況の判定基準のうち、経営管理が行われていないおそれがある森林の基準目安（林齢毎）は、次表のとおりとし、必ず現地にて目視で確認すること。

1 齢級 (1～5 年生)	<ul style="list-style-type: none"> ・造林届に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね75%以下等、このままでは成林しないおそれがある。 ・下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている。
2～4 齢級 (6～20 年生)	<ul style="list-style-type: none"> ・除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されている。
5～10 齢級 (21～50 年生)	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過する等、能代市森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している。
11 齢級以上 (51 年生～)	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に行った間伐から15年以上経過するなど、能代市森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず、林分が過密化している。

4 森林境界調査

- (1) 森林境界調査は、森林所有者配置図を作成した森林のうち発注者が指定する森林を対象とし、業務内容は下記のとおりとする。

【業務内容】

- ① 森林所有者との連絡調整
 - ② 森林境界推定図の作成（森林所有者配置図の修正）
 - ③ 森林所有者からの森林境界推定図への同意取得
 - ④ 市が主催する事業説明会への協力
 - ⑤ 施業提案書の作成
- (2) 業務内容の②の森林境界推定図とは、森林所有者配置図を現地調査や地域の森林の精通者等からの聞き取りや現地立会等により修正したもの。現地の境界杭等の探索など、必ず現地調査を踏まえて作成すること。
- (3) 業務内容の⑤の施業提案書とは、森林の所在や現況等の情報及びこれまでの施業履歴や現地状況等から判断される今後の森林施業の進め方と立木材積情報をもとにした収穫間伐時の収益を記載したもので、位置図及び現況写真を添付すること。なお、収穫間伐の適齢期に達していない森林については、収益の記載は不要とする。

5 委託業務の打ち合わせ

別に定める日並びに発注者および受注者が、必要と認める日に打ち合わせを行うものとする。この際に協議確認した事項は、仕様書と同等の効力を有するものとする。

6 設計変更

- (1) 設計変更に伴う変更契約は、その内容を発注者が受注者に提示し、協議の上締結するものとする。
- (2) 設計変更の対象となるものは、設計図書、仕様書で示した事項および発注者と受注者が協議決定した事項とする。

7 成果報告物

- (1) 受注者は、委託業務に関して下記の報告物及び発注者の指示する報告物を提出しなければならない。

【報告物】

- ① 森林所有者配置図 一式
 - ② 森林経営管理状況調査結果 一式
 - ③ 森林境界調査結果 一式
- (2) 報告物の①森林所有者配置図は、5千分の1程度の図面（衛星又は航空写真・森林計画図等）に所有者の配置を記載したものを提出すること。
 - (3) 報告物の②森林経営管理状況調査結果は、調査結果をとりまとめたものを提出すること。
 - (4) 報告物の③森林境界調査結果で提出するものは、下記のとおりとする。
 - ① 森林所有者の一覧（筆毎）
 - ② 森林所有者との連絡調整及び境界確認等の記録
 - ③ 森林所有者毎の施業提案書
 - ④ 森林境界推定図（森林所有者配置図を修正したもの）

8 その他

- (1) 業務履行に伴い安全管理に十分留意しなければならない。
- (2) 業務履行に伴う現地調査において、受注者が森林の立木竹等に損害を与えた場合は、ただちにその内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、被害者に賠償しなければならない。

委託位置図

